

表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書（簡素化事項：朱書き）

号数	内 容	図書の名称	説明（添付書類等）
1	公益上必要な建築物	1 事業計画書 2 建築物平面図、 <del>立面図</del> 3 関係法令の許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の用途、内容、規模、位置等の説明資料</li> <li>縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>事業計画書（参考様式）</li> <li>事業に必要な許可、免許、資格等は事業計画書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>
	日用品店舗等	1 店舗等分布現況図 2 建築物平面図、 <del>立面図</del> 3 営業計画書 4 関係法令の許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/2,500の地図に記入</li> <li>縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>営業概要、資格証明、資金・取引計画</li> <li>営業計画書（参考様式）</li> <li>営業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は営業計画書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>
2	鉱物資源の活用	1 資源の埋蔵、分布状況図 2 建築物平面図、 <del>立面図</del> 3 工場調書 4 事業計画書 5 関係法令の許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/2,500の地図に記入</li> <li>縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>原料、業種、製品名、作業概要（工程、規模等）</li> <li>事業概要、資格証明、資金・取引計画</li> <li>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>
	観光資源の活用	1 資源の埋蔵、分布状況 2 建築物平面図、 <del>立面図</del> 3 事業計画書 4 観光開発計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/2,500の地図に記入</li> <li>縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>事業概要、資金計画</li> <li>所在市町村等の観光開発計画の概要</li> <li>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>
3	温度、湿度等特別な条件を必要とする建築物等		政令未制定のため本号を適用しての許可はありません
4	農林漁業用施設	1 生産物分布現況図 2 建築物平面図、 <del>立面図</del> 3 事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/10,000又は1/2,500</li> <li>縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>原料、業種、製品名、事業概要、資格証明、資金計画、取引状況調書</li> <li>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引状況に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>
6	中小企業団地	1 全体計画図 2 事業説明書 3 建築物平面図、 <del>立面図</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺1/500以上</li> <li>国、県等の事業認定書等、事業概要、資金計画、作業概要</li> <li>縮尺1/100程度</li> <li>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金計画に係る証明等は、事業説明書に記載すれば添付不要</li> <li>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</li> </ul>

号数	内 容	図書の名称	説明（添付書類等）
7	既存工場	1 既存工場の概要書 2 既存工場の要望書 3 既存工場の決算書 4 既存工場各階平面図、 <del>立面図</del> 、配置図 5 既存工場の敷地面積 6 申請工場の概要書 7 申請工場の要望書 8 申請工場の決算書 9 申請工場各階平面図、 <del>立面図</del> 10 既存工場と申請地との関係図 11 既存工場と関連工場の密接な関連を示す書類（直近の3年分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生產品目、売上金額、従業員数、取引状況、事業経歴等</li> <li>・ 事業の効率化について記載（実印、印鑑証明共）</li> <li>・ 過去3年分の貸借対照表、損益計算書</li> <li>・ 面積表共</li> <li>・ 土地謄本、公図、求積図</li> <li>・ 生產品目、売上金額、従業員数、取引状況並びに現在の関連工場と申請工場との比較を記載したもの</li> <li>・ 2と同じ（申請理由書に内容を含める。）</li> <li>・ 3と同じ</li> <li>・ 4と同じ</li> <li>・ 現況図、開発区域図に距離表示</li> <li>・ 既存工場に生産物の5割以上を原料又は部品として納入し、かつ、それが既存工場に生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係工場の売上高の内訳、売上帳、得意先元帳</li> <li>・ 既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳</li> </ul> </li> <li>・ 既存工場に生産物の原料又は部品の5割以上を依存し、かつ、それが既存工場に生産物の5割以上を占める場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳</li> <li>・ 既存工場の売上高の内訳、売上帳、得意先元帳</li> </ul> </li> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> </ul>
8	危険物貯蔵施設	1 危険物調書 2 資格証明 3 建築物平面図、 <del>立面図</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種別、数量</li> <li>・ 関係法令の許可</li> <li>・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上、関係許可書写し</li> <li>・ <b>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要</b></li> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> </ul>
9	市街化区域内で建築し、又は建設することが困難な建築物等（道路管理施設、休憩所、給油所等）	1 現況図 2 事業計画書 3 資格証明 4 建築物平面図、 <del>立面図</del> 5 交通量調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺1/2,500</li> <li>・ 事業概要、資金計画、取引計画</li> <li>・ 関係法令の許可</li> <li>・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上、油水分離槽の構造図</li> <li>・ <b>事業計画書（参考様式）</b></li> <li>・ <b>事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要</b></li> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> </ul>
10	地区計画・集落地区計画に適合する建築物	1 地区計画・集落地区計画区域図 2 集落地区計画に適合していることを証する図書 3 建築物平面図、 <del>立面図</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺1/2,500の地図に記入</li> <li>・ 市町村からの証明書等</li> <li>・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上</li> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> </ul>
12	条例第3条第1号（分家住宅） 条例第3条第2号（既存宅地内建物（第二種低層住居専用地域内可能建築物）） 条例第3条第3号（敷地増（専用住宅））	1 説明書及び念書 2 申請者及び土地所有者の戸籍謄本 3 申請書の住民票の謄本 4 申請者及び同居者が所有する土地及び住宅がない旨の証明 5 各階平面図 1 線引き前から宅地である旨の証明 2 連たん状況図 3 建築物平面図、 <del>立面図</del> 1 線引き以前からの住宅であったことを示すもの 2 各階平面図、 <del>立面図</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> <li>・ <b>立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要</b></li> </ul>

号数	内 容	図書の名称	説明（添付書類等）
12	条例第3条第4号 （公共移転）	1 公共事業に係る契約書 2 既存敷地面積求積図、買収地丈量図 3 申請及び既存建築物各階平面図、 立面図	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
	条例第3条第5号 （指定集落内建物（専用住宅））	1 申請者が当該中学校区に居住及び勤務した期間が通算10年以上あることを示すもの 2 申請者及び同居者が所有する土地及び住宅がない旨の証明 3 各階平面図、立面図 4 説明書（参考様式）	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
	条例第3条第6号 （用途変更（15年間適法使用後））	1 従前建築物の経過及び15年間適法使用を示すもの 2 各階平面図、立面図	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
13	既存権利の届出	1 権利を有していることを示す証明書	・ 土地登記事項証明書、農地法の許可等、その他の証明、会社の定款（法人の場合）
14	審査会提案基準2 敷地増（住宅以外）	1 線引き前からの同一用途であったことを示すもの 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準3 公共移転（市街化区域内建物）	1 公共事業に係る契約書 2 既存敷地面積求積図、買収地丈量図 3 申請及び既存建築物各階平面図、立面図	
	審査会提案基準4 指定集落内建物（住宅以外）	1 申請者が当該中学校区での10年以上居住又は勤務を示すもの 2 各階平面図、立面図 3 説明書（参考様式）	
	審査会提案基準5 産業振興市町村内工場	1 事業内容を示すもの 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準6 特定流通業務施設	1 許可対象となる事業の施設であることを示すもの 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準7-1 用途変更（やむを得ない理由）	1 死亡、抵当権実行等のやむを得ない事情を示すもの 2 従前建築物の経過及び適法使用を示すもの 3 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準7-2 用途変更（20年経過住宅）	1 従前建築物の経過 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準8 社寺・仏閣・納骨堂等	1 宗教法人定款 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準9 地区集会所等	1 当該施設を利用する地区の区域図 2 資金計画及び資金調達方法等の調書 ・ 資金計画に係る証明書は、資金調達方法等の調書に記載すれば添付不要 3 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準10 公共公益施設	1 施設の用途、内容、規模、位置等の説明資料 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準11 公共公益関連施設	1 公共機関との密接な関連を説明する資料 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準12 研究施設	1 研究対象と研究施設の位置の関連を表す図書 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準13 ゴルフ練習場	1 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準14 災害移転	1 対象事業又は対象となる法律による勧告若しくは命令に基づくものであることを示す文書の写し等 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準15 市街化予定建物	1 施設内容がわかる資料 2 市町村長要望書 3 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準16-1 有料老人ホーム	1 老人福祉法第29条の届出に係る事前協議資料の写し 2 病院等との連携を示すもの 3 各階平面図、立面図	
審査会提案基準16-2 有料老人ホーム	1 サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議が終了している旨の書類の写し 2 当該大規模指定集落及びその周辺の有料老人ホームの立地状況を示すもの 3 各階平面図、立面図		

号数	内 容	図書の名称	説明(添付書類等)
14	審査会提案基準17 介護老人保健施設	1 開設許可見込みを示す資料 2 協力病院との位置、関係を示すもの 3 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準18 産業廃棄物処理施設	1 建築基準法他の許可書写し 2 施設内容を示す資料 3 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準19 県企業局等開発地における建築	1 平成19年11月30日以前に県企業局等が行った造成済地であることを示すもの 2 各階平面図、立面図	
	審査会提案基準20 農産物直売所	1 事業計画書 2 建築物平面図、立面図	
	審査会提案基準99 その他	1 各階平面図、立面図	